

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託
業務説明書（仕様書）

1 業務名称

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託

2 業務目的

本市では、「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」において、共創の取組が「戦略的・総合的な財源充実策の展開」として位置づけられる中で、新たな財源の確保策であり、かつ、「民間資金等の活用」にもつながる「企業版ふるさと納税」を活用した事業実施を推進している。

本業務では、本市共創の取組、とりわけ「共創フロント」によって生まれるイノベーションや新たな価値に着目しながら、寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本市の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行う。これらを通じて、企業版ふるさと納税による財源を獲得し、共創フロントの活用を通じた課題の解決を、今後より一層進めていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

本業務においては、「2 業務目的」の達成に向けて、次の2つの業務を実施し、横浜市市民協働条例に基づく「協働契約」を締結するものとする。

(1) 企業版ふるさと納税マッチング支援業務

ア 対象事業のPRに係る支援

受託者は、委託者が行う対象事業「公民共創の推進」のPRについて、必要な助言などの支援を行う。

イ 寄附見込企業のリスト化

受託者は、対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、委託者と協議を行い、随時対象の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

ウ 寄附見込企業への提案及び紹介

受託者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄附を提案し、寄附の意向を確定させる。なお、寄附の意向は12月末日までに確定させること。

受託者は、提案した企業側の意向により、必要がある場合は、委託者に調整状況を共有して、協力を求めることができる。

受託者は、寄附見込企業への提案後、委託者に当該企業名を報告することとする。

エ 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

寄附企業と委託者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

(2) 共創フロント（※1）推進業務

ア 共創フロントの検討にかかる支援

共創フロントの活用を通じた公民連携を検討する本市事業担当課に対し、民間企業の視点でのアドバイスや、具体的な事業者の紹介など、公民連携を円滑にするための支援を行う。

また、テーマ型共創フロント（※2）案件を、民間事業者等に周知する。

イ 共創フロント提案後の伴走支援

共創フロントを通じて企業からの提案を受けたのち、当該企業と提案内容の事業担当課との対話を円滑に進め、双方に対してマッチングが進むようなアドバイス等の伴走支援を行う。

ウ 共創フロントの実現

（2）ア・イの業務により、共創フロントを通じた公民連携を実現させる。実現とは、提案企業と本市との間で、実施する連携事業にかかる「協定」や「覚書」などを、書面によって締結することを指す。

（※1） 共創フロント：民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案を頂く窓口

（※2） テーマ型共創フロント：本市から民間の皆様へテーマを示し、そのテーマに対する公民連携事業の提案やアイデア等を募集する仕組み

4 委託業務内容補足事項

上記（1）（2）の業務手法については、プロポーザル応募事業者による幅広い提案を受けられるものとするが、本市で想定する手法やノウハウについては、次のとおり。

- ・ AI技術や専門的知見など、公民連携のマッチングを円滑化させるノウハウ
- ・ 市庁舎低層部を活用したイベントなどにより積極的にマッチングを推進する機会の創出
- ・ 公民連携による課題解決の事例のデータベース化 など。

5 協議事項等

- （1） 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- （2） 受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

6 委託金額

- （1） 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料額を支払う。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（委託料率は整数のみとする） 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
--

- （2） 本業務では次のとおり、成果及び報酬計算式を2段階で設定するものとする。

成果1：本業務を通じて、企業版ふるさと納税が本市に納付されること 報酬計算式：寄附金額×委託料率（A）
--

成果2：本業務を通じて、共創フロントを通じた公民連携が実現すること 報酬計算式：寄附金額×委託料率（B）

<注意事項>成果1が達成されない場合は、成果2にかかる報酬は発生しない。

- （3） 委託料率は、A・Bそれぞれについて、参考見積書によって示すこと。ただし、委託料率の上限は、A・Bそれぞれにおいて、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税別）とする。
- （4） 受託者が働きかけを行った寄附見込企業が、本市に対して寄附を行った後、委託者は速やかに受託者にこの旨を伝えるものとする。請求及び支払いの時期は、契約締結時に委託者と受託者が協議の上、決定する。

7 業務の進捗報告

業務の進捗に応じて定期的に委託者に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、委託者との協議により定めるものとする。

8 事業実施場所

横浜市内、その他業務遂行に必要な場所

9 成果物

- (1) 報告書：紙媒体 1 部、電子媒体 1 式 (CD-R を想定)
- (2) その他関連資料：必要部数 (最終的には電子媒体 (CD-R を想定) も納品)
- (3) 納入先：横浜市役所 9 階 政策局共創推進課 電話 045-671-4959

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、横浜市契約規則によるほか、本仕様書及び別途作成する協働契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び協働契約書に定めのない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で業務を遂行する。
- (3) 受託者は寄附額が本市予算額 (50,000,000円) を超えることが見込まれる場合には、委託者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約に趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行ってはならない。
- (6) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

11 備考

本仕様書は、公募型プロポーザル実施に向けた設計図書として作成したものであり、公募型プロポーザルの実施結果を踏まえ、必要に応じて、契約締結時に修正する。